

「多文化共生推進アクションプラン 2026-2029」に定めた活動計画に基づき、令和8年度においては、次の各事業を実施する。

I コミュニケーション支援に係る活動

県内で外国人住民が生活していく上で必要となる様々なルール（制度）や慣習、情報をできるだけストレスなく理解してもらえるよう、多言語やさしい日本語で情報発信・提供を行うとともに、相談体制や日本語を学ぶ環境を整えることを通じて、県民と外国人住民との円滑なコミュニケーションが促進される取組を行う。

1 多言語化の推進と相談体制の充実

(1) 外国人相談センター運営事業（県受託事業） 1,759 千円

外国人住民の総合相談窓口として協会内に設置している「外国人相談センター」において、日常生活上の悩みや手続き等の情報提供など、どこに聞けばいいかわからないというような相談について、多言語で対応する。

対応言語	受付時間	
日本語、タガログ語、ベトナム語 *タガログ語・ベトナム語は要予約	月～金曜日 9:00～17:00	*緊急時は 随時対応
中国語、英語、韓国語	毎週木曜日 13:00～17:00	

(2) セーフティネット構築事業 458 千円

外国人相談センターの利用等について市町村や教育機関へ継続的に周知を行うほか、よくある相談内容を取りまとめた多言語版「外国人そうだんQ&A」や「外国人のための防災ハンドブック」などを「ウェルカムパック」としてまとめ、市町村窓口等を通じて配付できるように案内・周知する。

(3) 多様な媒体を活用した情報提供・発信事業 297 千円

協会のウェブサイトやフェイスブック (Facebook)、インスタグラム (Instagram)、Eメール等のネットワーク媒体や情報誌「えいあいえい!!!」などを活用して、外国人住民に必要な生活情報や制度の改正等の情報を、日本語をはじめ、中国語、英語、韓国語（情報誌はタガログ語、ベトナム語、インドネシア語も追加）により提供する。

また、協会の活動内容を随時紹介するほか、県内の市町村や国際交流団体が実施するイベントなど、国際交流に関する情報を広く発信する。

2 日本語教育環境整備推進事業（県受託分 5,004 千円、日本語教育支援事業 594 千円）

(1) 日本語学習機会の提供等

① 地域日本語教育総括コーディネーター等の配置

協会に配置されている総括コーディネーターが日本語教室の開催されていない市町村等を巡回訪問し、必要な支援等について検討するほか、市町村が主体となった積

極的な取組を支援する。

また、総括コーディネーターの配置について県内に周知を図るとともに、県内の日本語教室を対象としたアンケート調査等を行うほか、総括コーディネーター等と協働して日本語教育の環境整備に取り組むエリアコーディネーター（県央地域に1名の予定）を配置し、相談対応できる環境を整えていく。

② オンライン日本語教室等の開設

地理的条件等により日本語教室に通えない外国人住民を対象としたオンラインでの日本語教室を開設するとともに、そこで学習者と学習支援者が共に使用するオンライン補助教材を併せて開発する。

また、県内の日本語教育に関する情報を一元化した専用ウェブサイトを制作する。

(2) 日本語教育の水準の維持・向上

① 日本語学習支援人材バンク（仮称）の整備等

「あきた日本語サポーター」（Ⅱ-1-(1)）を、資格や支援経験、研修受講歴等に基づきランク付けすることにより可視化し、日本語学習者や日本語教室等の依頼内容に応じてマッチングできるような「人材バンク」として再整備する。

② 人材養成研修の開発・実施

人材バンクの運用と合わせた新たな体系による養成研修を開始し、日本語学習支援に関わる人材に必要な知識・技能・専門性を養うことのできる講座を県内各地域で開催する。

(3) 日本語教育等に関する理解と関心の醸成

○ 「やさしい日本語」の普及啓発等

外国人住民とのコミュニケーション等において有用な「やさしい日本語」を学ぶ研修会「あきた やさしい日本語キャラバン」を県内7市町村において開催する。

II 生活支援に係る活動

外国人住民との積極的な交流に関心のある県民の確保や彼らの支援に関わる人材の育成に取り組むとともに、近年、頻度が高くなってきている自然災害の発生時等において様々な活動や支援が円滑に行えるよう、有用なツール等の作成・配布や情報共有・伝達体制の整備等を進める。

1 外国人を支援する人材の確保・育成

(1) A I Aサポーターバンク／ボランティア運営事業 335 千円

① A I Aコミュニティサポーター

外国語の運用能力や異文化理解に関心のある県民等を「A I Aコミュニティサポーター」として登録し、通訳、翻訳、文化紹介などの依頼に応じて派遣する。

② あきた日本語サポーター

外国人に日本語を教えられる者や日本語教育に関心のある県民を「あきた日本語サポーター」として登録し、日本語指導者を必要としている事業所や個人とのマッチングを行う。
⇒ 関連事業：I-2-(2) 日本語学習支援人材バンク（仮称）の整備等

③ A I Aボランティア

秋田県内の大学等に所属する留学生に日本文化や秋田の家庭の日常生活を体験してもらうための「ホストファミリー(あきたのファミリー)ボランティア」、日本語での会話力の上達や地域住民との交流を求める外国出身者の会話のパートナーとなる「(にほんごで)おはなしボランティア」についてそれぞれ募集・登録し、マッチングや派遣を行う。

特に、「あきたのファミリーボランティア」については、活動に関する疑問や不安等を気軽に問い合わせてもらえるよう「相談会」を開催し、登録につなげる。

(2) サポーター研修会（上記(1)の内訳事業）

A I Aコミュニティサポーターを対象に、通訳業務や翻訳業務において、実践で役立つ技術の向上等を目的とする研修会をそれぞれ1回ずつ開催する。

2 災害時等における支援体制の充実

(1) セーフティネット構築事業（再掲 I-1-(2)） 458 千円

多言語で表記した災害発生時のHELPカードや防災ハンドブックなどを外国人住民が所属する県内企業や団体等へ無料で配布するなどして、外国人住民の防災意識の啓発を図るとともに、災害時等における外国人支援について県民への周知に努める。

また、災害時等における外国人住民への情報伝達手段として有効な「やさしい日本語」について、他団体が行う防災イベント等に参加するなどして周知する。

なお、今年度は県内の外国人住民でキーパーソンとされる方々から、生活上の困りごと等についてヒアリングする「外国人キーパーソン会議」を2回開催し、協会の相談環境や対応の改善等に反映する。

(2) 外国人相談センター運営事業（再掲 I-1-(1)） 1,759 千円

法律上の根拠や判断等が求められる高度に専門的な相談に対応するため、出入国在留管理局の職員や弁護士による「外国人のための無料の専門相談会」（予約制）を6回開催す

る。

また、大規模災害が発生した際に設置される「災害多言語支援センター」の運営が円滑に行えるよう、日頃から県総合防災課や市町村の担当部署、地域日本語教室、秋田県警、秋田県社会福祉協議会等と情報共有を行う。

なお、近年、発生頻度が高まってきている深刻な水害等に対応する初動対応マニュアルについては、県総合防災課等とも情報共有しながら、随時、見直し更新する。

Ⅲ 意識啓発・醸成に係る活動

協会内のスペースをはじめ、県民が外国人住民と気軽に交流できるような場の提供や機会の創出を行いながら、多文化共生に関する認識や理解を深めてもらうとともに、人口減少・少子高齢化が進行する本県において、地域の維持や活性化に貢献できる取組を行う。

1 多文化共生に係る意識啓発

(1) 異文化交流スペースの運営・管理事業 1,067 千円

毎月第2・第4木曜日及び隔月の第3土曜日に、県のCIR（国際交流員）やコミュニティサポーター等を活用し、協会内のスペースにおいて外国人住民と県民が自由に交流できる「インターナショナルデイ」を開催する。

今年度は、夏期休暇中に小学生向け及び中学・高校生向けのインターナショナルデイをそれぞれ1日ずつ開催するほか、秋には「出張インターナショナルデイ」として、秋田市以外（県北地域）で1回開催する。

また、協会内に設置しているユニセフ・ライブラリーから図書を貸し出すほか、県内の国際交流団体等からの申し込みに応じて、世界各国の民族衣装や国旗の貸出を行う。

(2) A I A 訪問受入事業 91 千円

児童・生徒の職場訪問や高校生・大学生等のインターンシップ希望者を受け入れ、多文化共生や国際協力に関する理念や活動等に関する情報提供を行う。

2 多文化共生に係る交流活動等の支援

(1) あきた国際活動民間団体ネットワーク推進事業 58 千円

国際交流・国際協力・多文化共生等に関する活動を行っている団体に、あきた国際活動民間団体ネットワーク「あきたエアネット（AIR）」への登録を促すとともに、その活動内容を広く県民に知ってもらうため、各登録団体からAIRに提出される活動報告書を協会ウェブサイトやフェイスブックに掲載する。

また、今年度は、各登録団体にアンケートを実施し、活動状況等についての情報を収集した上、今後のネットワーク運営についての検討材料とする。

(2) あきた国際フェスティバル開催事業 1,636 千円

県内の外国人住民や国際交流団体等が、それぞれの母国や関係する国・地域の文化等を紹介し、国際交流に対する意識や異文化理解の深化に資するイベントとして「あきた国際フェスティバル」を開催する。

【日時】令和8年9月27日（日）10:00～16:00（予定）

【会場】あきた拠点センターアルヴェ1階「きらめき広場」

(3) 国際活動助成金交付事業 552 千円

地域で国際交流、国際協力、国際理解又は多文化共生社会の推進のための活動を行う民間団体等が実施する行事やイベント等の開催経費の一部を助成する。

【募集期間】令和8年4月～6月

【限度額】10万円/案件 ※前年度より限度額を引き上げ

IV 組織・法人の円滑な運営

2025(令和7)年4月から施行された「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(公益認定法)等に基づき、より効率的・効果的に公益事業を展開していくよう努めるとともに、透明性や安定性を保った法人・組織運営を行う。

1 新公益法人会計基準への対応

2024(令和6)年12月に内閣府公益認定等委員会において見直しが行われた公益法人の会計基準(いわゆる「令和6年基準」)に適合するよう2028(令和10)年度までの3年間の経過措置期間内に移行手続きを進める必要がある。

当協会では、基本的に2027(令和9)年度に新基準へ移行する想定で、今年度は会計システムの変更・修正の程度や経費及び事務処理への影響等を確認する。

2 第三セクターとしての法人運営

当協会は秋田県から出資を受けている第三セクターであり、県が策定する「第5次 第三セクターの経営健全化等に関する行動計画」(令和8～11年度)等に基づき指導監督を受ける立場にある。

この「三セクの行動計画」において、当協会の取組の方向性に係る評価指標として「多文化共生を推進する人材の育成研修等の実施回数」及び「研修等への参加者の満足度」が採用されることから、今年度以降、これらの数値を念頭に取組を推進していく。

【人材育成研修等の実施回数：30回以上／年、満足度：平均95%以上】

※対象となる活動分野・事業：I-2-(2)、(3)、II-1-(2)、III-1-(2)など

また、中期活動計画(アクションプラン2026-2029)において定めた次の事業における指標についても、併せて目標が達成できるよう取り組む。

・I-1-(3)【Instagramのリーチ・アカウント数：7,600人以上(前年比800人増)】

〈参考〉令和7年度実績(2月末まで)：6,869人

・III-2-(2)【あきた国際フェスティバルへの参加者数：1,500人以上】

〈参考〉令和7年度開催時実績：1,401人